

“ブルーエコノミー”に係る国内外の取り組み(下)

掲載誌・掲載年月：日本海事新聞 202509

日本海事センター 企画研究部

上席研究員 野村 摂雄

研究員 坂本 尚繁

本稿のポイント

- ①EU はブルーエコノミー分野に係る様々な取り組みを実施
- ②英国やドイツなど加盟国も着実な取り組みを展開
- ③日本の海洋政策もブルーエコノミーと親和性

4. 欧州連合(EU)におけるブルーエコノミーの取り組み

(1)概観

EU では本稿上編（2025 年 8 月 28 日本紙 5 面参照）にて紹介したブルーエコノミーのアプローチを踏まえた様々な取り組みを実施してきている。例えば、再生エネルギーの導入拡大に関しては、2030 年までに再エネ率 42.5%という目標を設定し、風力エネルギーの導入を加速させるために『欧州風力発電行動計画』（2023 年）を策定した。同計画は、事業の予測可能性の向上と許可の迅速化による導入の加速化、入札制度の改善、資金調達の支援、公正で競争力のある輸出環境づくり、人材育成の支援、業界及び加盟国の関与の調整を必要な措置として挙げている。

2025 年のブルーエコノミー報告書によれば、成果として海洋再生エネルギー分野と沿岸観光分野を挙げている。海洋再生エネルギー分野では、洋上風力発電部門の GVA が 2022 年には前年から 42%増加して 53 億ユーロに達し、EU 経済全体でも最も急速に成長している部門の 1 つとされている。沿岸観光分野では、コロナ禍で半減以下となった粗付加価値（GVA）及び売上高が 2022 年に回復した後、EU のブルーエコノミー雇用全体の 53%、GVA の 33%を占めるまで成長したという。その一方で課題として、域内で 7 万 2,000 人が影響を受けている沿岸洪水を挙げているが、湿地やマングローブ、砂丘、サンゴ礁などの自然を基盤とした解決策を活用して沿岸域を保全強化すれば、洪水・海岸浸食のリスク軽減にコストの 3.5 倍以上の効果をもたらしうるとしている。

①ブルーキャリア

海洋人材の育成については、「欧州におけるブルーキャリア」というスキル育成プログラム（2016 年策定）の中でネットゼロエネルギー港湾のための人材育成を 2023 年に開始し、また、European Ocean Coalition (EU4Ocean)というプラットフォームを 2020 年に設置して、域内での海洋リテラシーの向上を図っている。2021 年には、産業界、港湾、労働組合、教育・訓練機関、研究機関および行政機関など官民のマルチステークホルダーが関わる「洋上再生可能エネルギー技能協定パートナーシップ」を設立し、洋上再生可能エネルギーに係る訓練プログラムの提供や、労働力の再教育・スキルアップの促進、他分野と連携した訓練行程の開発、人材獲得などへの支援を行っている。

②ブルーインベスト基金

さらにブルーエコノミーへの投資を促すため、欧州海事・漁業・養殖基金(EMFAF)の下

に「ブルーインベスト」基金（総額 7,500 万ユーロ）を 2020 年に設置し、ブルーエコノミー分野における新興企業、中小企業、スケールアップ企業に対する投資を行っている。これまでにブルーインベストの支援を受けた事業としては、洋上風力発電向け浮体の開発、水素動力によるプレジャーボートの開発、潮力発電、デジタルシミュレーターを用いた訓練プログラムの開発、水産養殖、沿岸生態系の回復、プラスチック廃棄物のリサイクルなど多岐に渡る。

③欧州海洋協定

本年 6 月には、海洋保護、ブルーエコノミー促進、および沿岸地域住民の福祉支援のための包括的戦略として「欧州海洋協定（European Ocean Pact）」を策定した。同協定は、①海洋の健全性の保護と回復、②ブルーエコノミーの持続可能な競争力の向上、③沿岸・島嶼部や最外縁地域への支援、④海洋研究・知識・技能・イノベーションの推進、⑤海上安全保障と防衛の強化、⑥EU 海洋外交と国際海洋ガバナンスの強化を優先事項としている。

特に②に関しては、共通漁業政策の評価、漁業・養殖業ビジョン 2040 の策定、産業海事戦略と EU 港湾戦略による EU 海事産業の活性化、持続可能な観光戦略の立ち上げ、若手専門家の海事産業への参入を促進するブルー世代交代戦略の策定などの行動が挙げられており、具体的に如何なる内容が盛り込まれるのか注目される。

④海洋空間計画指令

もとより EU では、漁業、海運、再生可能エネルギーなど海洋の多種多様な利用の調整について、各加盟国に「海洋空間計画（MSP）指令」（2014 年制定）を通じた海洋空間計画の策定を要求している。海洋空間計画は、対象となる海洋に関する様々な分野ごとの目的や利害を整理して、海洋空間の利用や保全のあり方について利害関係者が協議・決定を行っていく指針・枠組み・プロセスであり、海域の利用状況やポテンシャルを可視化し、場合によっては利用分野ごとに海域の分割・配分を行う。この海洋空間計画に係る情報は、2016 年に設置された「欧州 MSP プラットフォーム」というウェブサイトに掲載され、誰でもアクセス可能である。

(2)欧州ブルーフォーラム

2023 年に設立された「欧州ブルーフォーラム」は、持続可能なブルーエコノミーを作り上げるためには、大小さまざまな事業者から地域住民や若い人々まで、すべての利害関係者の一層緊密な協力関係が必要であるという認識の下、海洋を利用するすべての活動の間で相乗効果を生じさせ、競合する利用を調整することを目指すものである。当フォーラムは、①EU の持続可能なブルーエコノミーを実現するために柔軟で拡張可能であること、②すべての利害関係者が対等に参加すること、③すべての部門、利害関係者、海域を完全に包含し、代表すること、④参加者間で積極的な議論と対話が促され、管理された安全な場であること、を基本方針として運営されている。そして、多様な利害関係者が連携することで、関係する知識を共有し、自治体レベルから国家・EU レベルでの政策に一貫性を持たせ、同時に、紛争予防や解決、海洋の利用に生計を依存している人々・地域社会を強化することが期待されている。

当フォーラムには、登録すれば誰でも参加することができ、2024 年 5 月にデンマークで開催された第二回年次会合では、テーマごとに熱心な議論が行われた。主たるテーマは、これまでの海洋利用活動の累積的影響をより正確に理解・評価するにはどうすべきか、陸と海との相互作用に効果的に対処するにはどうすべきか、海洋保護の意欲を高めるにはどうすべきか、研究からイノベーションへと技術の転用を加速させ、欧州の競争力を

高めつつブルーエコノミーを実現するにはどうすべきかであった。そこでは、考える、立場に立つ、取り組み姿勢を持つという状態から実践へと進むべきという大きな意識が見て取れる。なお、同会合の録画は、ユーチューブで視聴することができる。

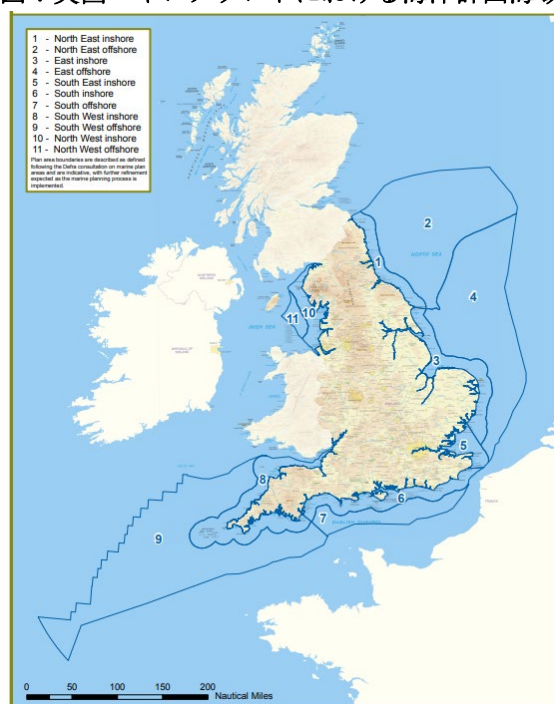
5. 英国・ドイツによる取り組み

(1) 英国

当時 EU 加盟国であった英国は、2013 年に策定した「東部沿岸・東部沖合海洋計画」を皮切りに、11 の海域を設定して海洋計画を策定している（対象海域につき図 2 参照）。海洋計画は、各種データ・文献・調査結果を活用し、利害関係者からの意見やパブリック・コメントを経て作成される。最終的な海洋計画には、将来像、目標、政策のほか、海域の利用状況やポテンシャルの可視化も盛り込まれる。

2021 年に策定された「南西部沿岸・南西部沖合海洋計画」（図内の 8・9 海域）では、港湾・海運、再生可能エネルギー、漁業、海洋環境、観光、安全保障ほか多岐に渡る項目について、それぞれ政策が書き込まれた。港湾・海運に関しては、競争力と効率性に優れた持続可能な港湾・海運分野の発展や、IMO の航路システム・船舶の航行ルート of 保護、船舶の航行安全の確保、モーダルシフトによる GHG 削減などの政策が示されている。また洋上風力発電を含む再生可能エネルギーに関しては、浮体式を含む洋上風力発電のサプライチェーン強化や、リースラウンドの実施などの政策が示されている。計画には、対象海域における港湾・航行の利用状況や対象海域の再エネポテンシャルを示す地図なども付されている。

図：英国・イングランドにおける海洋計画海域



（出典）英国政府ウェブサイト

(2)ドイツ

ドイツでは、2009年に北海とバルト海それぞれについて海洋空間計画を策定し、2021年に改訂した。改訂に際しては、海運や海洋保護など様々なテーマについてテーマ別ワークショップや専門家ディスカッションが開催され、パブリック・コメントや公開オンライン会議も実施された。

ドイツの海洋空間計画では、海運、その他の経済的用途（洋上風力発電、海底パイプライン、海底資源開発、漁業・養殖）、科学調査、環境保護、安全保障、その他について、それぞれ優先区域や留保区域としての指定がなされている。ドイツでは「国土整備法」

（1965年制定、2004年改正）に基づいて、特定の利用（航行、洋上風力発電、自然保護など）のための優先区域として指定された海洋空間では、当該優先利用と調和しないその他の利用は原則的に認められないこととされている。例えば、船舶の航行用に指定された優先区域に洋上風力発電所を設置することはできず、反対に、洋上風力発電所の設置用に指定された優先区域では、洋上風力発電にかかる活動が優先され、船舶の航行が規制される。

6. おわりに:日本の海洋政策

ブルーエコノミーの概念は曖昧・多義的な用語だが、海洋における経済と環境の両立を謳う概念として様々な局面で用いられている。ブルーエコノミーに含まれると考えられる分野には、海事産業や漁業、観光業、再生エネルギー生産などのほか、生態系保護や廃棄物処理、汚染、海洋安全保障など目的を異にする様々な海洋に関わる活動が広く含まれる場合もある。欧州ではEUがブルーエコノミーに係る様々な取組みを主導し、加盟国に実施を促しているほか、各国も海洋空間計画の策定などに取組んでいる。イタリアは、2024年に海洋空間管理計画が策定したが、今後同国でも浮体式の洋上風力発電の導入などブルーエコノミーに係る取組みが推進されていくことが予想される。

日本では、「海洋基本法」（2007年）および同法に基づく海洋基本計画によって海洋政策を策定している。2023年からの第4期海洋基本計画は、「総合的な海洋の安全保障」と「持続可能な海洋の構築」という2本柱のもと、着実に推進すべき主要施策として、①海洋の産業利用の促進、②科学的知見の充実、③海洋におけるDXの推進、④北極政策の推進、⑤国際連携・国際協力、⑥海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進、⑦感染症対策をあげている。「持続可能な海洋の構築」は、脱炭素社会の実現に向けた取組みを海洋産業の成長に繋げて日本の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発を図るとされる。また「海洋の産業利用の促進」は、海洋環境の保全との調和を図りながら、海域において行われる海運、水産、資源・エネルギー開発等の様々な経済活動などを拡大することで、海洋の開発・利用による富と繁栄を目指す活動であるとされる。また、日本では現在まで海洋空間計画の策定を行っていないが、第4期海洋基本計画では、海洋データの共有を通じて、日本独自の海洋空間計画の手法を確立する等の言及もなされている。

これら日本の海洋政策は、EUのようにブルーエコノミーの概念を前面に打ち出してはいないが、その考え方に沿ったものであり、欧州の取り組みと親和性がある。海は世界で繋がってひとつであり、どの国も海洋環境を保護・保全する義務を負っている（国連海洋法条約192条）。ブルーエコノミーという一見シンプルで、その実、意味するところは多様であるキーワードの下に、あらゆる主体が海洋を利用しながら、その保全、経済、そして社会的公正を実現することが期待される。（了）